

(別紙)

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

橋本市は平成18年3月に、旧橋本市と旧高野口町が合併、以降高齢者人口が毎年約400人ずつ増加する一方で、生産年齢人口は毎年700人程度減少しており、急激に高齢化が進んだことから、働き手の不足が顕著となってきており、事業内容によっては、若い世代の雇用をあきらめ、高齢者の雇用について積極的に取り組む中小企業も増えています。

橋本市を産業分類別で見ると、卸売業・小売業が、全体の企業数の約25%を占めており、次に多いのが製造業で、全体の約12%、宿泊・飲食業、医療・福祉事業がこれに続きます。企業の規模では、10人未満の企業が全体の80%以上を占めており、中小企業が多いことが分かります。

一方で、橋本市では約10年前より交通の便の利を生かした企業誘致を進めており、これまで多くの企業が進出しています。しかし働き手として期待していた若い世代は賃金の高い大阪方面へ就職するケースも多く、他の橋本市内企業と同様に人材不足となっています。

今後、労働生産性の高い設備を導入することで、企業としては生産性の向上や安定した生産が見込まれ、また働き手としては、労働条件が改善された地元企業で働くことが選択肢の一つとなることで、若い世代が地元に残り、地域の活性化につながると期待します。

(2) 目標

導入促進基本計画を作成することにより、これまで設備投資に対して消極的であった企業の先端設備導入が促進され、生産性の向上や新商品の開発、さらには労働者不足が解消される。これが橋本市内企業全体で活発な設備投資などの経済活動が行われるためには、本市としては年間10件以上の企業が先端設備導入計画を作成し、他の企業に率先した取り組みを行うことが必要と考える。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

橋本市では、卸売業、小売業、製造業などの割合が高いものの、企業誘致も進めており、引き続き企業誘致を進めていくうえで、様々な企業が橋本市への進出を希望することを想定していることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用拡大等の観点から、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る）の敷地内に設置されるもののみ対象とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第3項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

橋本市では、市内全域に企業が点在しており、今後進出する企業も想定し、市内全域を対象地域とする。

（2）対象業種・事業

橋本市では、卸売業、小売業、製造業などの企業の割合が高いが、その他の企業についても設備投資による効果が大きく、全てを対象業種、事業とすることで市全体の活性化にもつながることから業種・事業を限定しない。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備導入計画は、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越えるための計画であり、人員削減や給料削減などにつながる計画は認定の対象としない。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。